

国立大学法人弘前大学
ネーミングライツ事業ガイドライン

2025 年 11 月

目次

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨
2. 対象施設等
3. ネーミングライツ事業の種類
4. ネーミングライツ料
5. 契約期間
6. 選考の手続き
7. 事業募集の方法
8. 応募資格
9. 別称等の付与の条件
10. 審査項目及び審査ポイント
11. 契約の締結
12. 別称等の表示，使用等に伴う費用負担
13. ネーミングライツ・パートナーの特典
14. 契約の解除
15. リスクの分散
16. ネーミングライツ事業実施の流れ

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

国立大学法人弘前大学（以下「本学」という。）は、ネーミングライツ事業の契約により、本学の施設等に対して事業者等の名称、商標名等を冠した別称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び本学の施設等を利用して事業者等の活動を宣伝する権利（以下「命名権等」という。）について、本学が命名権等を付与した事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本学の教育研究環境の維持・向上を図るものです。

本ガイドラインは、本事業の趣旨に賛同いただける事業者等の募集に際し、事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

本学との契約により、ネーミングライツ・パートナーには命名権等を付与します。ネーミングライツ・パートナーは、学内外での認知度を高めることが期待できます。

なお本事業は、本学の施設等に命名権等を付与するものであり、施設を貸与するものではありません。

2. 対象施設等

対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他の財産とします。ただし、本学の規則等における名称は変更しないものとします。

対象施設等は、当該施設等の関係部局に意見を聴いた上で、学内委員会の議を経て、学長が決定します。なお、事業者等の皆さまからの相談・提案も随時受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

3. ネーミングライツ事業の種類

本学のネーミングライツ事業の種類は、次の2つがあります。

①施設等指定型

本学が指定した施設等について、ネーミングライツ・パートナーを募集。

②募集提案型

事業者等が命名権取得を希望する施設等を選んだ上で大学に提案。

4. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設等の特性、広さ等、その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

ネーミングライツ・パートナーは，原則，年度ごとに，指定期日までに本学にネーミングライツ料を納入するものとします。

5. 契約期間

契約期間は，原則 3 年以上 5 年以下とし，個別の契約ごとに定めます。

6. 選考の手続き

ネーミングライツ事業の対象施設，また，ネーミングライツ・パートナーの選考は，国立大学法人弘前大学ネーミングライツ事業選考委員会（以下，「選考委員会」という。）を設置し，選考委員会及び役員会にて審議し，学長が決定します。

7. 事業募集の方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は，原則として公募によるものとします。

（1）施設等指定型

募集要項を定め，公式ウェブサイト等により広く募集します。

- ①対象施設の決定
- ②募集条件の設定
- ③公募実施の可否を審議
- ④公募開始
- ⑤ネーミングライツ・パートナー採用候補者を決定
- ⑥契約締結
- ⑦サインの設置
- ⑧別称等の使用開始

（2）募集提案型

事業者等が施設等を指定し，ネーミングライツ料とともに提案することができる方法です。

- ①事業者等からの提案
- ②対象施設等を管理する部局等にて提案内容について検討
- ③ネーミングライツ・パートナー採用の可否を審議・決定
- ④契約締結
- ⑤サインの設置
- ⑥別称等の使用開始

8. 応募資格

次のいずれかに該当しない事業者等が、応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ③ 社会問題を起こしている者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行う者
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者
- ⑩ 国税、地方税等を滞納している者
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認める者

9. 別称等の付与の条件

- ① 別称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- 求縁又は男女の交際，通信等に関するもの
 - 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - たばこの広告又は喫煙を促すもの
 - アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
 - 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - 集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ③ 本学の規則等で定める施設等の名称の変更は行わないものとします。
- ④ 別称等は本学で審議の上，決定します。
- ⑤ 本学から別称等の変更を求める場合があります。
- ⑥ 混乱を避けるため，本学が特に必要と認める場合を除き，契約期間中の別称等の変更はできません。

10. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに，応募資格，応募の趣旨，別称等，ネーミングライツ料，契約期間，経営状況等を総合的に判断し選考します。また，応募者の多寡に関わらず，採用とならない場合もあります。

審査項目		要件，基準等
資格要件	応募資格	・応募資格の確認 ・過去の重大な事故及び不誠実な行為の有無 ・経営状況
選考基準	別称等 (デザインを含む)	・学生，教職員に受け入れられる案となっているか ・施設等の運営に支障を及ぼさないものかどうか ・別称等は施設等にふさわしいものとなっているかどうか ・商標権侵害等に該当していないか
	応募の趣旨	・事業の趣旨にかなっているか
	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど高評価とする
	契約期間	・期間設定は適切か
判定	資格要件や選考基準を勘案し，総合的に判断する。	

※提出書類（PDF での提出を可としますが，原本の提出を求めることがあります。また，別途追加の資料等の提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款，寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税，地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ 別称等，サイン等のデザイン及び配置がわかる書類

11. 契約の締結

本学は，ネーミングライツ・パートナーの決定を通知した事業者等とネーミングライツの契約を締結します。

12. 別称等の表示，使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサイン等の設置，変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は，ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ② 契約期間開始日において，別称等のサイン等の設置等が完了していない場合においても，契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約締結後における本学の公式ウェブサイト等への掲載の費用は，本学が負担します。
- ④ 別称等のサイン等が破損等した場合，又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は，すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

13. ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーには，次の特典があります。なお，特典等の権利を第三者に譲渡，転貸することはできません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは，ネーミングライツ事業に係る施設等に別称等のサイン等を設置できます。

なお、別称等のサイン（デザインや大きさ等）等，設置場所及び設置方法については，本学と協議が必要です。

- ② 本学の公式ウェブサイト等において，ネーミングライツ・パートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは，本学のネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他，希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

14. 契約の解除

本学は，ネーミングライツ・パートナーが以下に該当するとき，契約を解除し，命名権の付与を取り消すことができます。

この場合，契約解除に伴う原状回復に必要な費用は，ネーミングライツ・パートナーの負担とし，既納のネーミングライツ料は原則返還しません。

- ① 契約の締結及び履行に際し，不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく，契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に定める条項に違反したとき。
- ④ 法令，本学の規程等に違反し，又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 都合等により，契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- ⑦ その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要であると認めるとき。

15. リスクの分散

新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は，ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

16. ネーミングライツ事業実施の流れ

ネーミングライツ事業（命名権付与に向けた）フロー図

